

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
相良村	四浦地区(上四浦集落、中四浦集落、初神集落、下四浦集落)	令和4年2月1日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	122.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	84.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	40.3ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	20.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

アンケート回答者のうち75歳以上の農業者の割合は約33%で、そのうち後継者がいないまたは後継者が未定と回答した農家が、約60%という結果であった。
この地区の農地の傾向として、一筆毎の農地が狭く、畔の傾斜も大きいため圃場整備が難しく、さらに農地へ向かうための農道も狭い箇所が多いため大型機械の導入ができず農業の規模拡大が困難である。
山間部の農地、農地へのアクセスが不便な農地など耕作条件が悪い農地は荒廃している箇所も見られる。
中心経営体への農地集約・集積を検討していくうえで当地区内の全ての農地を中心経営体が担っていくことは困難であることから、将来的に守っていく農地団地を整理していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上四浦の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っていくほか、集落内の小規模農家とともに耕作放棄地が発生しないように耕作及び維持管理に努める。また、入作を希望する隣村の五木村からの入作希望者や村内地区外の認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

中四浦の農地利用は、小規模農家が耕作放棄地が発生しないように耕作及び維持管理に努める。また、入作を希望する隣村の五木村からの入作希望者や村内地区外の認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

初神の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担っていくほか、集落内の小規模農家とともに耕作放棄地が発生しないように耕作及び維持管理に努める。また、農地所有適格法人の参入または、認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

下四浦の農地利用は、小規模農家が耕作放棄地が発生しないように耕作及び維持管理に努める。また、村内地区外の認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。